

令和6年第1回大玉村議会定例会会議録

第12日 令和6年3月15日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・採決

議案第21号 令和5年度大玉村一般会計補正予算について

議案第22号 令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第23号 令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第32号 区長等の委嘱について

議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第34号 村道路線の認定について

委員会付託事件（令和6年度予算議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第24号から議案第31号まで

①議案第24号 令和6年度大玉村一般会計予算について

- ②議案第 25 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- ③議案第 26 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- ④議案第 27 号 令和 6 年度大玉村土地取得特別会計予算について
- ⑤議案第 28 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計予算について
- ⑥議案第 29 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑦議案第 30 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計予算について
- ⑧議案第 31 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計予算について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第 1 号 村道弓谷地一大畑線拡幅工事に関する陳情書

陳情第 3 号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
選挙管理委員及び同補充員の選挙について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第 1 号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、陳情第2号の陳情取下げを許可したため、お手元に配付のとおり差し替えます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、議案第21号「令和5年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。5番。

○5番（斎藤信一） 41ページ、7商工費の3観光費で、③、アットホームおおたま管理に要する経費とありますが、コンサル会社、運営伴走支援業務委託料、指定管理業務委託料もついていますが、いろいろお話を聞くと、かなり今後規模を縮小するような方向に向かっているのかな。住民の方々、いろいろお話を聞くと、やっぱり昨年ぐらいから、人が足りないという原因だと思うんですけども、宿泊が、例えば10人、20人での宿泊ができず断られていると、そういう状況なのかな、人が少なく対応できない。十分承知の上なんですけれども、やっぱり村の中にそういう施設がなくなるということに対して、かなり皆さん残念がっております。

当然、例えば岳温泉の施設のように、金額を払った分だけよりよいサービスを受けられるということじゃなくて、やっぱり村の保養施設ということで、金額こそ抑えても、それはみんな十分承知なんだから、村の人たちが今までみたいに高望みをしないで使えるような運営方法はないのかというお話、数人から聞いてきております。その辺どういうふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

アットホームの運営状況につきましては、今ほどお話がありましたように、まず一番に課題として挙げられておりますのが、スタッフの人材不足というものが最も挙げられてございます。

コロナが5類に移行しまして、お客さんの戻りも期待しているところでございますけれども、人材が、スタッフの不足によって、宿泊あるいはその他のお客さんについても十分に全て受けることができないというふうな状況、さらには毎週水曜日を休館とせざるを得ないというふうな状況が続いてございます。

今回、コンサルからの報告を受けまして、村のほうで方針を検討していくわけです

が、そのような状況から、一部の部門、そういったものの休止も含めて、今後、村づくり株式会社と協議、さらには村民の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えているところでありますが、現状ではかなり厳しいものというふうに担当としては認識をしてございます。村民の方々の声も十分にお聞きしながら、あくまで一部の部門、そういったものを閉鎖するということではなくて、一旦休止をしながら状況を注視し、さらに運営を進めていく、そういったことで設置者として考えていきたいというふうに現時点で考えているところであります。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今のお話聞いてもそうなんですけれども、お客さんはコロナ禍も第5類に移行して戻ってきている風潮もあると、ただ、やっぱり人材の確保がかなり難しいというお話でした。

一度事業をやめるというわけじゃなくて休止というお話もありましたけれども、一旦やっぱりストップしちゃうと、次、復活させるのってかなり大変なのかなと。だからってどうこうしろというあれではないですけれども、なかなか難しい判断になると思いますけれども、ある人からも聞くと、民間であればそうはしないみたいな話も出ております。だから、どういう方法が一番いいのか、なかなか難しい課題だと思いますけれども、やっぱりさっきおっしゃってくれたみたいに、住民の人の思いもきちんと捉えた上で判断して行ってほしいです。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

県内の自治体並びに自治体の第三セクター等が運営しておりました類似施設、最近の報道等によりまして、次々と廃止あるいは売却というふうなことが報道されてございます。

本村のアットホームにおきまして、担当といたしましては、これらを単に廃止あるいは売却、民間にというふうな、そういうことではなくて、今の形でいかに村民の方々に残していけるか、残していくためにはどのような方策があるのか、そういった視点で内容を検討して実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8 番。

○8 番（佐原佐百合） 5 ページの繰越明許費の中の8 土木費の水害ハザードマップ作成事業880 万円、前回の定例会、前回かな、立派なものをちょっと見せていただいたんですが、実際、水害ハザードマップなので、水害以外のものとかは盛り込められないのか、または、村独自というか、住民が本当に必要だと思う情報が盛り込められないのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

それから、41 ページの7 の1 の3 観光費の②ふるさと納税に要する経費、12 委

託料、ふるさと納税自動販売機運用等業務委託料が補正で減額になっているんですが、その減額の理由、あとは設置しての状況など分かればお伺いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8 番議員さんの質問にお答えいたします。

5 ページの繰越明許の関係になります水害ハザードマップの事業の内容になる質問でございましたが、質問の内容、水害以外のものは入れられないのかというご質問だと思うんですが、こちらの水害のほうのハザードマップの補助金を利用してマップは作るんですが、それ以外の情報についても必要なものは盛り込んでいきたいと考えております。

また、住民の皆さんが欲しい情報を入れられないかということでございますが、こちらにつきましても、コンサル、業者のほうに発注することになりますので、基本的な情報をまず分析して、さらに村民の皆さんの欲しい情報を入れられるような検討のほうをして作成してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8 番議員さんにお答えいたします。

4 1 ページ、7・1・3、②ふるさと納税に要する経費の中で、こちらは12の委託料、ふるさと納税自動販売機運用等業務委託料の減額についてでございますが、こちらにつきましては、当初見込んでいた寄附額ほどに、まだそこまで到達しなかったために下方修正をしたものでございます。

また、ふるさと納税自販機に関する現在の寄附額でございますが、154万円、ただ3月期まだ結果が出てございませんので、シーズンオフ前、ゴルフシーズン前でございまして154万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） いずれも補正理由は実績による整理的な予算だと思うんですけれども、単純な点なんですけれども、幾つかお尋ねをします。

まず最初に、28ページのいろいろなシステム改修関係の予算、これは国庫支出金の充当事業と、1,059万3,000円ですか、これを入れてこのシステム改修を3本やると。いずれもこういうシステムがないといろいろなことが何もやれない時代になって、国際的にもいろいろな問題も生じているのも実態であります。この範囲内で村の持ち出しはなくてその事業がやれるということですね。そのことについて一点。

それから、同じ28ページの県議会議員選挙の経費の中で、13、当日投票管理システムというようなことなんですけれども、選挙というのは一般的には当日投票なのかなと思ったけれども、それを管理システムというものは簡単に言うとうるさなかなことなのかなということについて。

それから、30ページ、老人福祉費の④、百歳賀寿の、これはマイナスということ

ですから、これはおおよその数字は計算できるわけなので、途中でそれになる前に残念ながら亡くなったのか、あるいはそんなの要らないからというふうになったのか、そこら辺の関係。

それから、38ページの農林関係の林業振興ですね、松くい虫の被害木調査というのは委託料ということで計上されているんですけども、それはどういうところに委託をされているのかということについて、そこまでお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 10番議員さんの質問にお答えいたします。

補正予算書の28から29ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費の関係のご質問でございました。

こちら委託料として、戸籍情報システムの改修業務、また戸籍付票システムの改修業務、また住民基本台帳システムの改修業務委託料ということで、こちらにつきましては、現在、令和7年度を目標に、まずは戸籍法の改正に伴うものでして、令和7年に向けてということで、戸籍の氏名に振り仮名を追加するための機能追加、さらにマイナンバーカードへの氏名とローマ字表記の機能追加ということで、こちらの改修をする予定でございます。

予算収入のほうを見ていただくと同じ同額ということで、国庫10分の10の補助でございまして、村の持ち出しは現在のところ予定してございません。また、今年度の予算で補正しておりますので、6年度のほうに繰越しを予定しております。

以上です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

29ページ、福島県議会議員一般選挙執行経費関係の実際お尋ねのものは、31ページ上段のほうにございます。

当日投票管理システムレンタル料の減額でございまして、このシステムについてのお問合せですが、このシステムにつきましては、当日というふうになっておりますとおり、選挙投票日も当然当日ですが、それ以前の期日前投票関係も実は一日一日が投票日という位置づけになっておりまして、この関係で総括してこの名称が使われております。そういったことで、投票される方の管理運営を行うシステムが全て当日投票管理システムというふうにご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

30ページから31ページにかけての老人福祉費、事項④高齢者の地域活動等に要する経費に計上されております7報償費の減額の関係のご質問でございます。

こちら、議員さんおっしゃるとおり、対象者が亡くなったということで、その実績で減額という形になります。特に、一番上の百歳賀寿祝金につきましては、当初

6名の方、計上しておりましたが、実績で3名ということで大きく減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

38ページ、39ページ、6・2・1の①林業の振興に要する経費の中で12委託料の松くい虫被害木調査業務委託料、こちらについての、こういったところへの委託なのかというご質問でございました。

委託先としましては、福島県北森林組合のほうにこちら松くい虫の被害木の調査のほうを委託してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 39ページ、農林水産業費、6の1の5、堆肥センターの運営に要する経費で、指定管理がここ増額になっていますが、具体的な中身をお願いいたします。

もう一点が、51ページ、災害復旧費の土木施設災害復旧に要する経費で、委託料として大作田1号線の地すべり対策安定評価業務委託料が減額になっていますが、この安定評価というのは、新年度予算には盛り込まれていないんですが、もうやらなくても大丈夫ということなんでしょうか。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

39ページ、6・1・5、②の堆肥センターの運営に要する経費の中で指定管理委託料、こちらの補正でございますが、251万7,000円、こちらの内訳でございますが、主に堆肥の売上げ、売りさばき代金の収入と、堆肥の生産にかかった支出の差額が196万8,000円、また、人件費に係る分が54万9,000円、こちらは人事院勧告による給料の引上げによるものの対応をするための費用が54万9,000円、合わせて251万7,000円の増額でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

51ページ、大作田1号線地すべり対策安定評価業務の件の質問でございます。

まず、この復旧工事ですが、実質令和4年度に完了いたしまして、5年度はこの安定評価を行ったといったものでございます。地下水観測と移動変形調査、5つの観測孔を残しておりますので、それぞれ5孔の観測で10か月の観測をしてございます。

まず、地中水位に関しましては、降雨によって上昇が確認されたものの、水路工による地表水排除が適切になされていることで斜面の飽和は発生せず、斜面の不安定化は引き起こされていないという結果でございました。

また、孔内傾斜計による地中部の観測でも、切土施工によって斜面が安定勾配になったことで、対策工施工前に確認していた剪断変位の累積や新たな変位の発生は確認されていなかったといった結果でございます。

こういった結果から地滑りは安定しているという評価結果になってございます。

6年度のこの調査の継続、安定評価の継続でございますが、令和5年度のこの評価から、今後は水路孔の清掃や、あと小段の変状の有無を確認するなど、年一、二回程度の維持管理をしていくことが望ましいという今後の提案もいただいておりますことから、6年度はこの安定評価業務は継続しないという判断に至っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第22号「令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第23号「令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第32号「区長等の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第33号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第33号を採決いたします。

本案を推薦することに異議なしと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに異議なしと決定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第34号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） ここで資料を当局に配付いたします。（資料 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

それでは、日程第7、議案第24号「令和6年度大玉村一般会計予算について」から議案第31号「令和6年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」までを一括議題といたします。

これより付託した予算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。1番。

○予算審査特別委員会委員長（舘下憲一） 予算審査特別委員会報告書。

議長の命により、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

特別委員会に付託されました議案第24号から議案第31号までの令和6年度予算議案を審査するため、3月8日に議場において特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することにいたしました。

分科会では、慎重なる審査がなされました。

また、3月14日には予算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑が行われました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

総務文教分科会においては、3月11日、12日の2日間、第2委員会室において、全委員出席の下、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、政策推進課長、税務課長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和6年度大玉村一般会計予算の歳入全般及び歳出について、総務部、出納室、教育委員会の所管に関する予算並びに他の分科会の所管に属さない事項の予算、令和6年度大玉村玉井財産区特別会計予算、令和6年度大玉村土地取得特別会計予算について、慎重なる審査を行いました。

総務部については、①計画的な職員採用と会計年度任用職員の処遇改善により、個人の意欲・能力を存分に発揮できる環境整備を進めること。②再エネアグリプロジェクト事業は近隣の先進事例を参考に情報収集し、農福連携推進事業計画の策定に取り組むこと。③通勤通学バス運行事業やデマンド型乗合タクシー運行事業について、住民のニーズを調査し、公共交通政策検討委員会において増車やエリア拡大の検討を進め、AIによる予約配車システムの導入についてはスピード感を持って取り組むこと。④台湾交流事業について、学校、家庭、地域が国際交流の理解を深め、姉妹校である大竹国民中学との交流がより図られるよう努めること。

教育部については、①子どもたち一人一人に寄り添った学び、育ちをより支援できるように努めること。②村民の文化財等への意識の向上を図るために、案内看板の設置や動画等の配信に取り組むこと。また、長きにわたり親しまれてきた馬場桜を今後多くの方々に見守っていただくため、指定解除準備に至る経過や後継樹の移植等の周知に努めること。

これらの経過を踏まえ、採決を行った結果、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

産業厚生分科会においては、3月11日、12日の2日間、第1委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、環境保全課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和6年度大玉村一般会計予算の歳出のうち、住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する予算、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計予算、令和6年度大玉村介護保険特別会計予算、令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算、令和6年度大玉村水道事業会計予算、令和6年度大玉村農業集落排水事業会計予算について、慎重なる審査を行いました。

住民福祉部については、①マイナ保険証への移行については、不安を持つ住民も多いことから、利用方法の周知を図るとともに、トラブルが発生した際の適切な対応に努めること。②自主防災組織は、地域住民が協力して自分たちの地域を自分たちで守るための組織であるが、行政もしっかりと関わり、支援すること。③大玉村社会福祉協議会に委託している事業については、現状と課題を把握し、適切な事業展開が行わ

れるよう支援すること。④健康長寿の推進について、健診率の向上や健康ポイント事業の充実、元気づくり事業の推進に取り組むこと。

産業建設部については、①大玉村産米のブランド化については、5年間の分析データを活用し、生産から販売までの体制を確立するよう努力されたい。②地域計画並びに立地適正化計画の策定については、それぞれの分野で大玉村の将来を見据えた計画となるよう進めること。③地域おこし協力隊の活動について、より活動しやすい環境を整えること。④水道事業の重要給水施設配水管事業について、計画的な事業執行に努めることとの意見を付し、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました。質疑はありませんでした。

以上、予算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第24号から議案第31号までの全ての議案について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和6年3月15日

予算審査特別委員会委員長 舘 下 憲 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97の規定に基づき、省略することといたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第24号から議案第31号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第24号「令和6年度大玉村一般会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和6年度大玉村国民健康保険特別会計予算について」お諮りいた

します。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第２５号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２６号「令和６年度大玉村玉井財産区特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第２６号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２７号「令和６年度大玉村土地取得特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第２７号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２８号「令和６年度大玉村介護保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第２８号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「令和６年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第２９号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３０号「令和６年度大玉村水道事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第３０号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「令和６年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第３１号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、陳情第1号「村道弓谷地一大畑線拡幅工事に関する陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第1号「村道弓谷地一大畑線拡幅工事に関する陳情書」について審査するため、3月4日午後3時20分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、現地確認を踏まえた結果、現況の道路では幅員が狭小であり車両の交互相行は困難と感じられ、生活道路として交通障害が生じることが明らかとの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和6年3月15日

産業厚生常任委員長 斎藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第1号「村道弓谷地一大畑線拡幅工事に関する陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第10、陳情第3号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第3号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書」について審査するため、3月4日午後3時20分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情のとおり、日本の食料自給率は先進国の中でも最低であり、自給率は右肩下がり到低下し続け、目標を達成したことがありません。農業は村の基幹産業であることから、国において食料自給率の向上に取り組むべきなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和6年3月15日

産業厚生常任委員長 斎 藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第3号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時05分）



○議長（押山義則） 日程第１１、「選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、武田ひとみ君、渡邊憲一君、伊藤一男君、渡邊眞二君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を大玉村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、武田ひとみ君、渡邊憲一君、伊藤一男君、渡邊眞二君、以上の方が大玉村選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第１順位、鈴木幸一君、第２順位、柳田喜美子君、第３順位、武田政志君、第４順位、武内克成君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、第１順位、鈴木幸一君、第２順位、柳田喜美子君、第３順位、武田政志君、第４順位、武内克成君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。



○議長（押山義則） 日程第１２、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第1号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議員発議第1号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊初治） 議員発議第1号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月15日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 初 治

賛成者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料

自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。現行基本法は、「計画基本法」で「自給率向上目標」を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためです。

さらに政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要があります。つきましては、以下の項目について強く要請します。

記

１．「新基本法」制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年３月１５日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

○議長（押山義則） 議員発議第１号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和６年第１回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時１５分）